



平成28年12月16日

南九州法人会連絡協議会
会長 門垣 逸夫 殿

熊本国税局 徴収部
管理運営課長 中村 栄作

法人事業者の振替納税の領収証書送付取りやめについて（依頼）

税務行政に対し、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

さて、現在国税を口座振替による納付（振替納税）につきましては、平成29年1月1日以降、領収証書を送付されないこととなりました。

平成29年1月1日以降、書面により口座振替がなされた旨の証明が必要な方は、管轄の税務署の窓口にて請求することができます。

なお、平成29年1月以降も領収証書が必要な方につきましては、金融機関等の窓口で現金により納税していただく必要があります。

その際には、二重納付を防止する観点から、「振替納税の取りやめ届出書」を管轄の税務署へ提出していただくようお願いいたします。

おって、会員の皆様からの照会に対しては、別添のQ&Aを活用いただくようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、管轄の税務署管理運営部門にお問い合わせください。

振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ

平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなります。

現在、国税を口座振替により納付していただいている方には、口座振替の都度、金融機関から領収証書が送付されておりますが、会計検査院の指摘を踏まえ、国の経費節減の観点から、平成29年1月から領収証書が送付されなくなります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、平成29年1月以降は、以下のとおり対応します。

口座振替がなされた旨の証明

口座振替がなされた旨の証明が必要な方は、管轄の税務署窓口で請求することができます。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

平成29年1月以降も領収証書が必要な場合

領収証書が必要な事業者の方は、口座振替を利用せず、金融機関等の窓口で現金により納税していただく必要があります。

なお、二重納税を防ぐために、領収証書が必要な事業者の方は、「振替納税の取りやめ届出書」を提出いただくようお願いいたします。「振替納税の取りやめ届出書」については、お近くの税務署にお問い合わせください。

○ 簡単・便利なダイレクト納付の利用をご検討願います。

ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、即時又は指定した期日に預貯金口座からの振替により納付することができる便利な納付手段です（事前に税務署への届け出が必要です）。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

→ 国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

○ e-Taxホームページでは、利用開始の手続、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

→ e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。



<Q & A>

1 全般

問1 振替納税の領収証書送付取りやめの趣旨・概要如何。

【答】

現在、国税を口座振替により納付している者には、口座振替の都度、国の負担により、金融機関から領収証書が送付されているところ、会計検査院からの指摘（平成26年度決算検査報告を参照）を踏まえ、経費節減の観点から、平成29年1月以降、振替納税の領収証書を送付しないこととすると聞いている。

問2 領収証書の送付はいつから取りやめるのか。

【答】

平成29年1月以降の振替納税に係る領収証書から取りやめると聞いている。

問3 領収証書の発行に代わる具体的代替措置とは何か。

【答】

領収証書の送付に代わるものとして、平成29年1月以降次のおり対応すると聞いている。

- ① 税務署において、希望者に対し口座振替がなされた旨を証明する。
- ② 個人事業者については、e-Tax利用者であれば、e-Taxのメッセージボックスから振替納税結果が確認できるようにする。

問4 どのような法令改正が行われたのか。

【答】

国税通則法施行規則の別紙第1号書式の備考11において、口座振替納付のために税務署長が送付する納付書については、領収証書をはがきとして送付できるよう納付書の各欄を配置するとの規定が、領収証書の送付を省略できる旨改正されたと聞いている。

また、上記改正に併せ、日本銀行国庫金取扱規定第35条の3及び日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続第3条に、口座振替納付を利用して納付した際には、領収証書の交付を要しない旨の記載を追加したと聞いている。

- 2 e-Tax利用者（個人事業者）に対する振替納税結果表示
※ 法人事業者は対象外です。

問1 振替納税結果表示とはどのようなものか。

【答】

e-Taxシステムに「振替納税結果」メニューを追加し、金融機関での振替処理後、振替納税結果を連絡することにより、納税者がe-Taxシステム上で、振替結果を確認することができる機能であると聞いている。

なお、詳細については、平成29年1月ごろ、e-Taxホームページに掲載されると聞いている。

問2 振替納税結果の表示対象者とは具体的にどのような者か。

【答】

振替納税を利用している者のうち所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の申告書をe-Taxにより提出している者であると聞いている。

問3 振替納税結果にはどのような情報が表示されるのか。

【答】

振替結果、税目、課税期間、申告区分、振替日、納付税額、振替金融機関が表示されると聞いている。

問4 振替納税結果はe-Taxソフト（PC版）で利用できるか。

【答】

振替納税結果表示については、受付システム、e-Taxソフト（Web版）及びe-Taxソフト（SP版）にのみ対応しており、e-Taxソフト（PC版）には対応していないと聞いている。

3 口座振替がなされた旨の証明願

問1 口座振替がなされた旨の証明願とはどのようなものか。

【答】

口座振替がなされた旨の証明を希望する者の申請に基づいて申請者が記載した税目（所得税及び復興特別所得税、法人税及び消費税及び地方消費税）及び納期等の区分について、口座振替がなされた旨を税務署長が証明するものであると聞いている。

（更問）申請はどのように行えばよいか。

申請手続の詳細については、国税庁ホームページに掲載されると聞いている。

また、申請に使用する様式は、国税庁ホームページに掲載されるとともに、平成29年1月までに税務署窓口へ備え置かれると聞いている。

※ 法人事業者用については、国税庁ホームページに掲載されないことから、管轄の税務署窓口へ問い合わせるよう促す。

問2 既存の納税証明書（その1）との違いはなにか。

【答】

既存の納税証明書（その1）は、納付すべき税額（更正等により事後的に増減した税額を含む。）を表示し、そのうち納付済の額及び未納の税額を証明するのに対し、口座振替がなされた旨の証明願は、振替を行った事実及びその税額を証明するものであり、納付すべき税額を証明するものではないと聞いている。

（更問）口座振替がなされた旨の証明に手数料はかかるか。

既存の納税証明書（その1）は、請求枚数等に応じ手数料が必要となるが、口座振替がなされた旨の証明願は、手数料を要しないと聞いている。